

令和7年6月27日
国立三中PTA
中央委員会

令和7年度

国立第三中学校PTA 臨時総会資料



【次 第】

1 臨時総会に至る全般説明

- (1) 趣 旨
- (2) これまでの経緯
- (3) 現状と課題
- (4) 解決の方向性
- (5) 必要な処置
- (6) その他

2 議 案

- (1) 第1号議案：「PTAの活動基盤の整理」及び「表記の適正化」に伴う会則の改正（会則第2条、第28条の改正）
- (2) 第2号議案：「委員定数の削減」及び「表記の適正化」に伴う会則の改正（会則第20条、第21条の改正）
- (3) 第3号議案：「活動内容の見直し」及び「表記の適正化」に伴う会則の改正（会則第27条、29条、30条の改正）
- (4) 第4号議案：「委員定数の削減」及び「役名の変更」並びに「運営委員会の開催頻度の変更」に伴う細則の改正

1 臨時総会に至る全般説明

(1) 趣 旨

国立第三中学校（以下「三中」という。）PTAについて、現在の社会情勢に伴う子育て環境の変化や今後の少子化に対応していくため、PTAの運営方法や活動内容を見直し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与するだけでなく、それを支える保護者の皆様の負担軽減も考慮することにより、三中PTAの在り方を時代に合った持続可能な枠組みに変換するために建設的な視点に立って検討したものについて、会員の皆様のご承認を得たく臨時総会を開催するもの。

(2) これまでの経緯

日 付	実 施 事 項	概 要
R 7. 4. 1 8	新年度保護者会	運営改善にご賛同頂ける保護者の皆様の存在を認識
R 7. 4. 2 5	PTA引き継ぎ会	三中PTAを取り巻く課題等について申し受け
以 降	在り方検討を開始	生徒数の推移予測、活動現状や引き継ぎ資料を分析
R 7. 5. 1 6	新年度委員発足	PTAの在り方検討資料を各委員会に配布・意見照会
R 7. 6. 1 9	第1回運営委員会	在り方検討資料について合意。臨時総会の開催を決定
R 7. 6. 2 7 ～7. 1 1	臨時総会開催	会員の皆様にご承認いただきたくWEB表決の実施

(3) 現状と課題

(現 状)

少子化に伴う生徒数減少により、三中においても平成28年と比較して令和7年度は生徒数が約2割減少している状況であり、過去10年間の年平均減少率に基づき10年後の推移予測を行った結果、令和7年度の生徒数よりも更に2割5分の減少が見込まれる。

(課 題)

- ・ 生徒数の減少に相反し、委員定数は見直されない事から保護者の負担は逆に増加
- ・ 今後、現体制でPTAを運営した場合、在籍世帯数に占める委員の割合は上昇の一途
- ・ 10年後には学年あたり過半数の世帯が委員になる必要

(4) 解決の方向性

【生徒数に相応なPTAの規模に変更し、時代に応じた態勢や運営方法を確立】

- ・ 活動内容の見直しと委員定数の削減
活動内容の見直し、委員会の廃止等により定数を削減しPTAの規模を縮小
- ・ 委員選出方法の見直し（クジ引きを廃止し、希望アンケート制を導入）
各ご家庭のその時々事情に応じ、保護者の選択の自由を保障して負担軽減

(5) 必要な処置

上記「(4) 解決の方向性」を具現化するために、以下に示す会則の第1から第4号議案の改正について、ご承認をお願い申し上げます。

ア 第1号議案

「PTAの活動基盤の整理」及び「表記の適正化」に伴う会則第2条、第28条の改正

【改正理由】

三中における各学年のクラス編成の推移は、各学年3～4クラスと比較的小規模で推移しているとともに、今後の生徒数減少を見据えた場合、更に減少していくことが見込まれる。

また、進級時にクラス替えを行うことから、3年間の在籍で学年内の交流はある程度保たれている。

更に、現行規定の「学年学級集会」はPTAとして行っておらず、実態と乖離している。

このため、PTA委員の活動基盤についても、各クラスに委員が必須となる現状を改め、各学年単位に移行するために改正するもの。

なお、上記改正に併せ、第28条文中の「任務」の表記について、PTAは仕事ではなくボランティアであるため、適正な表記として「活動内容」に改める。

【改正条文（改正箇所を赤字で表記する。）】

第2条

現行規定	第2項 学年学級集会を基盤として、会員の教養を高め親睦を図るための活動を行う。
改正案	第2項 活動の基盤を学年 として、 状況に応じて柔軟に対応しつつ 、会員の教養を高め親睦を図るための活動を行う。

第28条

現行規定	第28条 学年委員会の任務は次の通りとする。 第1項 各学級から出された問題を処理する。 第2項 学年、学級の集会、行事などを企画、実行する。 第3項 運営委員会からの要望事項を討議し、必要に応じて各学級に報告し意見を求める。
改正案	第28条 学年委員会の 活動内容 は次のとおりとし、 保護者と学校・地域をつなぐ連携の要として活動 する。 第1項 各学級からの提起事項に対し、協議のうえ適切に取り組む。 第2項 必要に応じ（例：学期ごとの保護者向けイベントなど）、学年の集会、行事などを企画、実行する。 第3項 運営委員会からの要望事項を討議し、必要に応じて各 学年の保護者 に報告し意見を求める。

ア 第2号議案

「委員定数の削減」及び「表記の適正化」に伴う会則第20条、第21条の改正

【改正理由】

三中の生徒数の減少及び今後10年の生徒数の推移予測を基に、活動内容の見直しや委員会の廃止等により、委員定数を削減し、PTAの規模を縮小するもの。

なお、上記改正に併せ、第21条文中の「任務」及び「会務」の表記について、PTAは仕事では無くボランティアであるため、適正な表記としてそれぞれ「担当活動」及び「会の運営」に改める。

【改正条文（改正箇所を赤字で表記する。）】

第20条

現行規定	役員は次の通りとする。 代表 4名（うち教職員1名） 書記 5名（うち教職員1名） 会計 3名（うち教職員1名）
改正案	役員は次のとおりとする。 代表 3名 （うち教職員1名） 書記 3名 （うち教職員1名） 会計 3名（うち教職員1名） なお、必要に応じ補佐役をおくことができるものとする。

第21条

現行規定	役員の仕事は次のとおりとする。 第1項 代表3名にて本会を代表し、会務を統括する。
改正案	役員の仕事内容は次のとおりとする。 第1項 代表3名のうち 2名 が本会を代表し、 会の運営（例：総会準備、各委員会との調整等） を統括する。

ア 第3号議案

「活動内容の見直し」及び「表記の適正化」に伴う会則第27条、第29条、第30条の改正

【改正理由】

三中の生徒数の減少及び今後10年の生徒数の推移予測を基に、活動内容の見直しや委員会の廃止等により、PTAの規模を縮小するもの。

なお、上記改正に併せ、第28条文中の「任務」の表記について、PTAは仕事ではなくボランティアであるため、適正な表記として「担当活動」に改める。

【改正条文（改正箇所を赤字で表記する。）】

第27条

現行規定	本会の目的を達成するために、次の委員会を置く。 1 学年委員会 2 広報委員会 3 給食委員会 4 環境改善委員会
改正案	本会の目的を達成するために、次の委員会を置く。 1 学年委員会 2 広報委員会 2 給食委員会 3 環境改善委員会

第29条

現行規定	広報委員会は会報の発行と広報活動を行う。
改正案	条文削除

第30条

現行規定	給食委員会は、会報の発行とよりよい給食のために活動する。
改正案	給食委員会は、 必要に応じ会報（給食だより）の発行を行い、 よりよい給食の為に活動する。

ア 第4号議案

「委員定数の削減」及び「役名の変更」並びに「運営委員会の開催頻度の変更」に伴う細則の改正

【改正理由】

第1号議案から第3号議案における会則の改正に伴い、細則で規定されている委員定数について削減するもの。

なお、第4条、第6条及び第7条並びに第9条で規定される「委員長・副委員長」の役名については、令和4年度の会則改正により「会長・副会長」を改め「代表」に変更になった事を踏まえるとともに、今次改正により委員定数も削減されることから、委員についても「委員代表」に改めるとともに副代表はおかないもので検討する。

また、第12条に規定される運営委員会の開催頻度は、原則月1回開催とされているものの、ここ数年の実情から学期毎に1回であるため記載変更する。

【改正条文】

細 則

現行規定	<p>第1条 学年ごとに中央3名・広報3名・給食3名・環境改善2名、学級ごとに学年1名の委員を互選する。</p> <p>第2条 第三学年から2名以上代表が選出されたときは、中央委員内で1名となるよう調整する。</p> <p>第3条 書記・会計は中央委員から互選する。</p> <p>第4条 学年委員長と副委員長は学年委員から互選する。</p> <p>第5条 運営委員会は役員と各委員長、A組1名で構成され、委員長が出席できない場合は委任を受けた代理の委員が議決権を持って出席する。</p> <p>第6条 広報委員会は、広報委員で構成され、互選で委員長・副委員長を決める。</p> <p>第7条 給食委員会は、給食委員で構成され、互選で委員長・副委員長を決める。</p> <p>第8条 給食運営審議委員1名を全会員の中から公募するが、委員としない。但し応募が無い場合は給食委員から選出し、その場合に限り給食委員会に所属を認める。</p> <p>第9条 環境改善委員会は、環境改善委員で構成され、互選で委員長・副委員長を決める。</p> <p>第10条 各委員会に若干名の教員を置くが、その選出は教員の互選とする。</p> <p>第11条 各委員会は公開を原則とし、会員はその会の責任者の許可を得て傍聴する事ができる。</p> <p>第12条 運営委員会と運営準備会は、原則月1回開催とする。</p> <p>第13条 (弔意規定) 生徒、会員、及び会員の配偶者が死亡した時は弔慰金として10,000円を贈る。</p>
------	--

改正案については次頁に示す。

改正案	<p>第1条 各委員会の委員の選出については、次の表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員会名</th> <th>選出内訳</th> <th>選出人数</th> <th>委員総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央</td> <td>学年に関わらず標準6名</td> <td>標準6名</td> <td rowspan="5">標準24名</td> </tr> <tr> <td>学年</td> <td>各学年から標準2名※1、2</td> <td>標準6名</td> </tr> <tr> <td>給食</td> <td>学年に関わらず標準6名</td> <td>標準6名</td> </tr> <tr> <td>環境改善</td> <td>学年に関わらず標準6名</td> <td>標準6名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：A組を含め学年単位で選出 ※2：他の委員会と兼務することができる。</p>	委員会名	選出内訳	選出人数	委員総数	中央	学年に関わらず標準6名	標準6名	標準24名	学年	各学年から標準2名※1、2	標準6名	給食	学年に関わらず標準6名	標準6名	環境改善	学年に関わらず標準6名	標準6名			
	委員会名	選出内訳	選出人数	委員総数																	
	中央	学年に関わらず標準6名	標準6名	標準24名																	
	学年	各学年から標準2名※1、2	標準6名																		
	給食	学年に関わらず標準6名	標準6名																		
	環境改善	学年に関わらず標準6名	標準6名																		
	<p>第2条 代表、書記及び会計は中央委員から互選する。中央委員会役員の内容の概要を以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役員名</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表</td> <td>総会での報告、対外折衝、緊急対応など</td> </tr> <tr> <td>書記</td> <td>議事録、会報の編集など</td> </tr> <tr> <td>会計</td> <td>予算案作成、会費出納管理、会計監査対応など</td> </tr> </tbody> </table>	役員名	活動内容	代表	総会での報告、対外折衝、緊急対応など	書記	議事録、会報の編集など	会計	予算案作成、会費出納管理、会計監査対応など												
	役員名	活動内容																			
	代表	総会での報告、対外折衝、緊急対応など																			
	書記	議事録、会報の編集など																			
	会計	予算案作成、会費出納管理、会計監査対応など																			
<p>第3条 学年委員会は、学年委員で構成され、互選で委員代表（委員の取りまとめ役）をおく。 なお、代表不在時は、委員内で協議の上、代行を立てるものとする。 また、学年委員は、他の委員会と兼務することができるものとする。</p>																					
<p>第4条 運営委員会は役員と各委員代表で構成され、各委員代表が出席できない場合は委任を受けた代理の委員が議決権を持って出席する。</p>																					
<p>第5条 給食委員会は、給食委員で構成され、互選で委員代表（委員の取りまとめ役）をおく。 なお、代表不在時は、委員内で協議の上、代行を立てるものとする。</p>																					
<p>第6条 給食運営審議委員1名を全会員の中から公募するが、委員としない。但し応募が無い場合は給食委員から選出し、その場合に限り給食委員会に所属を認める。</p>																					
<p>第7条 環境改善委員会は、環境改善委員で構成され、互選で委員代表（委員の取りまとめ役）をおく。 なお、代表不在時は、委員内で協議の上、代行を立てるものとする。</p>																					
<p>第8条 PTA活動に係る広報が必要な際は、委員会に関わらず、関係する役員または委員により広報活動を実施する。</p>																					
<p>第9条 各委員会に若干名の教員を置くが、その選出は教員の協議による。</p>																					
<p>第10条 各委員会は公開を原則とし、会員はその会の代表の許可を得て傍聴する事ができる。</p>																					
<p>第11条 運営委員会と運営準備会は、学期ごとに1回を標準として開催し、必要に応じて臨時開催することができる。</p>																					
<p>第12条 （弔慰規定）生徒、会員、及び会員の配偶者が死亡した時は弔慰金として10,000円を贈る。</p>																					

(6) その他

会則の改正に伴い、委員の選出方法については全世帯を対象とした「希望アンケート制」を導入いたします。

3 議 案

(1) 第1号議案

「P T Aの活動基盤の整理」及び「表記の適正化」に伴う会則第2条、第28条を改正することについて、ご承認いただきたくお願い申し上げます。

(2) 第2号議案

「委員定数の削減」及び「表記の適正化」に伴う会則第20条、第21条を改正することについて、ご承認いただきたくお願い申し上げます。

(3) 第3号議案

「活動内容の見直し」及び「表記の適正化」に伴う会則第27条、第29条、第30条を改正することについて、ご承認いただきたくお願い申し上げます。

(4) 第4号議案

「委員定数の削減」及び「役名の変更」並びに「運営委員会の開催頻度の変更」に伴う細則を改正することについて、ご承認いただきたくお願い申し上げます。

(追記事項)

本改正について会員の皆様にご承認いただけた際は、会則の附則に示される改定記録において、今次改定の内容として、「P T A活動の簡素化と実情に即した継続的な運営のための改定」と、改定趣旨について明示させていただきます。